

平成 15 年 11 月 5 日
日 本 銀 行

株式買入における買入対象先の第 3 回募集について

1. はじめに

日本銀行は、「株式買入等基本要領」（平成14年10月11日公表）に基づく株式買入における買入対象先を見直すため、買入対象先の第3回募集を行います。ついては、株式の買入対象先になることを希望する銀行（現在、買入対象先となっている銀行を含みます。以下、単に「希望先」といいます。）におかれては、下記の要領により、申込みを行って下さい。

なお、株式買入における買入対象先は、「株式買入における買入対象先選定基本要領」（平成14年10月11日公表）に基づき、原則として6か月に1回の頻度で見直すこととしており、今回は、昨年11月、本年5月に続く第3回目の募集にあたります。

2. 買入対象先の選定申込み手続き等

(1) 選定申込み

希望先は、締切期限までに、以下の書類を、日本銀行審査局総務課に提出して下さい。

< 締切期限 >

平成15年11月21日（金）午後3時

< 提出する書類 >

(a) 「株式買入対象先選定申込書」（別添 1）

(b) 「株式買入にかかる暫定基礎計数報告」（別添 2）

(2) 選定結果等の通知

選定結果等は、平成15年11月25日（火）を目処に、日本銀行審査局総務課から通知する予定です。

(3) 買入対象先の選定後の手続き

- イ. 現在、買入対象先ではなく、今回の選定により新規に買入対象先となった先(以下、「新規対象先」といいます。)には、平成15年11月27日(木)までに、日本銀行から、具体的な事務手続を定めた細則を交付するとともに、細則を守る旨等を定めた約定を日本銀行との間で締結して頂きます。また、日本銀行の株式買入事務の受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社への所要の書類提出等も必要となります。手続きの詳細は、買入対象先に対して別途ご連絡します。
- ロ. 現在の買入対象先であり、今回の選定の結果、再度、買入対象先となった先(以下、「継続対象先」といいます。)では、イ.の手続きは不要です。
- ハ. 新規対象先、継続対象先とも、平成15年12月30日(火)までに、「株式買入にかかる修正基礎計数報告」(別添3)を日本銀行考査局総務課に提出して下さい。

3. 株式買入対象先の選定基準

希望先のうち、次の(1)から(4)までの基準を満たす先を、買入対象先に選定します。ただし、(3)については、「株式買入にかかる暫定基礎計数報告」(別添2)による暫定値または速報値により判断します。

- (1) 銀行(銀行法<昭和56年法律第59号>第2条第1項に規定する銀行をいう。ただし、同法第47条第2項に規定する外国銀行支店、整理回収機構および預金保険法<昭和46年法律第34号>第2条第13項に規定する承継銀行を除く。)であること。
- (2) 日本銀行の当座預金取引の相手方であること。
- (3) 平成15年9月末における規制対象株式残高(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律<平成13年法律第131号>第3条第1項に規定する株式等の保有額をいう。)が基本的項目の額(銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件<平成5年大蔵省告示第55号>第4条または第23条に定める基本的項目の額をいう。)を上回っていること。

- (4) 証券取引に係る法令違反その他「株式買入等基本要領」に基づく株式買入等の適切な運営に支障を来し得る特段の事情が存在しないこと。

なお、今回の買入対象先として選定されなかった先のうち、規制対象株式残高の確定値および基本的項目の額の確定値で判断すると(3)の基準を満たすために、新たに買入対象先になることを希望する先は、平成15年12月30日(火)までに、「株式買入対象先選定申込書」(別添1)および「株式買入にかかる修正基礎計数報告」(別添3)を日本銀行考査局総務課に提出して下さい。

4. 買入対象先選定結果の適用期間

今回の選定結果の適用期間は、平成15年11月25日(火)から次回の買入対象先選定結果適用日の前日までの間とします。ただし、上記期間中でも、「株式買入にかかる修正基礎計数報告」(別添3)により、3.(3)の基準を満たさないことが判明した場合や、3.(1)、(2)および(4)の基準を満たさないと認められる場合には、買入対象先から除外します。

新規対象先からの株式買入申込みの受け付けは、平成15年11月28日(金)からとなります。一方、現在の買入対象先が、今回の選定の結果、買入対象先とならなかった場合、当該買入対象先からの株式買入は、平成15年11月21日(金)約定分までとします。

5. 買入対象先別の買入限度額

(1) 適用期間

買入対象先別の買入限度額については、基礎計数確定までの日数を勘案して、次の2期間に分けて適用します(具体的な期間および金額はその都度、日本銀行から通知します)。

暫定限度額適用期間

平成15年11月25日(火)から の修正限度額適用期間の開始日前日までの間(継続対象先の場合、平成15年11月21日<金>以降の買入申込分<11月25日以降の約定分>に、新しい暫定限度額が適用されます)。

修正限度額適用期間

「株式買入にかかる修正基礎計数報告」(別添3)に基づき、買入限度額を修正適用した時点から、買入対象先選定結果の適用期間の終了までの間。

(2) 暫定限度額適用期間の取扱い

暫定限度額適用期間での買入限度額は、次のいずれかの金額のうち小さい金額とします。

「株式買入にかかる暫定基礎計数報告」(別添2)における「規制対象株式残高」(暫定値)から「基本的項目の額」(速報値)を減じたうえで、さらに、「株式等超過額の最大誤差値」の2倍(ただし、最大誤差値の2倍が50億円未満の場合には50億円とする。)を減じた額(負値の場合はゼロとする)。

7,500億円から、当該買入対象先からの「株式買入等基本要領」に基づく株式買入(平成15年11月21日<金>約定分まで)の累計額を減じた額(新規対象先の場合は7,500億円)。

(3) 修正限度額適用期間の取扱い

修正限度額適用期間での買入限度額(暫定限度額適用期間における買入額を含む限度額)は、次のいずれかの金額のうち小さい金額とする。

「株式買入にかかる修正基礎計数報告」(別添3)における株式等超過額(「規制対象株式残高」<確定値>が「基本的項目の額」<確定値>を上回る額)。

7,500億円から、当該買入対象先からの「株式買入等基本要領」に基づく株式買入(平成15年11月21日<金>約定分まで)の累計額を減じた額(新規対象先の場合は7,500億円)。

以 上

< 本件についての照会先 >

日本銀行検査局総務課 信森(のぶもり)、利川(としかわ)

代表：03 - 3279 - 1111

株式買入対象先選定申込書

日本銀行の「株式買入等基本要領」における株式の買入対象先になることを希望します。買入対象先として選定された場合には、株式買入に当って日本銀行が定めるところに従います。

平成 15 年 月 日

(金融機関名) (注1)

(役職名、代表者名)

(注2) _____ 印 (注3)

日本銀行審査局長 殿

(注1) 金融機関名を記入して下さい。

(注2) 頭取、社長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注3) 金融機関名、役職名、代表者名、印章は、日本銀行に届出済の代表者の印鑑票、署名鑑と同じものを使用して下さい。

この申込みにかかる連絡先(1~2名記入して下さい)

担当部署

役職名

氏名

電話番号

株式買入にかかる暫定基礎計数報告

日本銀行の「株式買入等基本要領」における株式の買入対象先になるために、以下のとおり、暫定基礎計数を報告します。

なお、日本銀行から要請がある場合には、計数の裏付けとなる資料等を速やかに提出します。

株式売却額が「1.規制対象株式残高」の確定値および「2.基本的項目の額」の確定値から算定される修正買入限度額を上回った場合には、株式売却額が当該修正買入限度額を超えた日以降の買入について解除されても異議なく、その場合に日本銀行に生じる一切の損失を負担することを約します。

1. 規制対象株式残高^(注1) (平成15年9月末、暫定値) _____ 億円

2. 基本的項目の額^(注2) (平成15年9月末、速報値) _____ 億円

3. 株式等超過額の最大誤差値^(注3) (平成15年9月末) _____ 億円

平成15年 月 日

(金融機関名)^(注4)

(役職名、代表者名)

_____ 印^(注6)

日本銀行審査局長 殿

(注1) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成13年法律第131号)第3条第1項に規定する株式等の保有額。ただし、本報告提出時における暫定値(申出時点で取得可能な範囲のデータを用いて算定した値)。1億円未満切捨て。

(注2) 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)第4条または第23条に定める基本的項目の額。ただし、本報告提出時における速報値(連結決算状況表に記載する速報値)。1億円未満切捨て。

(注3) 上記1.の暫定値および上記2.の速報値によって算出した「株式等超過額」(規制対象株式残高が基本的項目の額を上回る額)が、平成15年12月末に判明する株式等超過額の確定値から乖離すると見込まれる最大の値。

(注4) 金融機関名を記入して下さい。

(注5) 頭取、社長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注6) 金融機関名、役職名、代表者名、印章は、日本銀行に届出済の代表者の印鑑票、署名鑑と同じものを使用して下さい。

株式買入にかかる修正基礎計数報告

日本銀行の「株式買入等基本要領」における株式の買入対象先別の買入限度額算定のために、以下のとおり、修正基礎計数を報告します。

なお、日本銀行から要請がある場合には、計数の裏付けとなる資料等を速やかに提出します。

1. 規制対象株式残高^(注1) (平成15年9月末、確定値) _____ 百万円

2. 基本的項目の額^(注2) (平成15年9月末、確定値) _____ 百万円

平成15年 月 日

(金融機関名)^(注3)

(役職名、代表者名)

(注4)

印^(注5)

日本銀行審査局長 殿

(注1) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成13年法律第131号)第3条第1項に規定する株式等の保有額。100万円未満切捨て。

(注2) 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)第4条または第23条に定める基本的項目の額。100万円未満切捨て。

(注3) 金融機関名を記入して下さい。

(注4) 頭取、社長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注5) 金融機関名、役職名、代表者名、印章は、日本銀行に届出済の代表者の印鑑票、署名鑑と同じものを使用して下さい。